

社会福祉法人北清会

役員等報酬規程

社会福祉法人北清会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北清会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めたものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員及び役員等に対して報酬を支給しないものとする。但し、月の総額が50,000円を超えない範囲で社会福祉法人北清会役員旅費等支給規程によって算定した額を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員及び役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議または法人業務を行う場合、社会福祉法人北清会役員旅費等支給規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 1、この規定は、平成29年4月1日から施行する。